

今後の相続税対策の試算！（第62話・63話参照）

Q

私（大口大介）の年齢は、76歳です。相続人は、配偶者、長男、次男、の3名です。遺産規模は、おおよそ2億円です。令和5年度税制改正により贈与税が見直しされたと聞きました。仮に私が7年後に死亡することを想定し、令和5年度の税制改正を活用した、相続税対策があれば教えてください。

A

大口さんの場合、令和5年度に税制改正された相続時精算課税制度を積極的に活用することをお勧めします。例えば、以下の贈与プランであれば、7年後の税負担は、総額で**402万円の節税（下記①-②）**が可能となります。

解説

① 相続時精算課税制度による生前贈与を実行しない場合

- ・7年経過後に遺産総額2億円を相続
- ・遺産取得割合：配偶者1億円、長男5千万円、次男5千万円
- ・配偶者の税額軽減を適用

結果：相続税総額 1,350万円（配偶者0円、長男675万円、次男675万円）

② 相続時精算課税制度により以下の様に生前贈与を実行した場合

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	合計
長男	歴110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	770万円
次男	歴110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	精110万円	770万円
長男の子 (孫)	歴200万円 (贈与税9万円)	1,400万円 (贈与税63万円)						
次男の子 (孫)	歴200万円 (贈与税9万円)	1,400万円 (贈与税63万円)						

※ 歴⇒暦年贈与適用 精⇒相続時精算課税制度適用

結果：贈与税126万円+相続税822万円=総額 948万円

令和5年度の税制改正により、従来の暦年贈与課税制度では相続前贈与の加算期間が3年から7年に延長されました。この改正により、通常の暦年贈与をしたとしても、相続前7年間に贈与した財産は、相続財産に加算されて課税されます。一方、相続時精算課税制度は、新たに110万円の基礎控除制度が導入されました。これにより、今後相続時精算課税で受けた贈与については、毎年、110万円まで課税されず、なおかつ、暦年贈与制度のように遡って相続財産に加算されることはありません。また、孫への暦年贈与は贈与税の課税はありますが、相続時に遡って相続財産に加算されることはありません。大口さんへの提案は、このメリットを活用した贈与プランです。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

